

監 査 報 告 書


私たち監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人金井学園寄附行為第10条の規定に従い、学校法人金井学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていると認めた。

令和2年6月5日

学校法人 金 井 学 園

監事

志田 五郎 

監事

野村 孟弘 